

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第178号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月2日 00時25分ごろ
発生場所	香川県小豆島南方沖（備讃瀬戸東航路内） 香川県小豆島町所在の地蔵埼灯台から真方位273°3,600m 付近 （概位 北緯34°25.0′ 東経134°11.8′）
事故等調査の経過	平成26年9月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第一いく丸、360トン 130972、藤本海運有限会社 B 漁船 俊栄丸、4.9トン KA3-24739（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 左舷船尾部に破損
事故等の経過	A 船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが、単独の船橋当直に就き、備讃瀬戸東航路の位置通報ライン（EEライン）の通過を備讃瀬戸海上交通センターに通報し、約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵によって北西進した。 船長Aは、EEライン通過の通報を行ったとき、船首方約1.2海里にB船を視認した。 船長Aは、B船が船首方約1,000mとなったので、B船を右舷方に見て通過することとし、手動操舵に切り替え、舵輪を左へ回したが、平成26年9月2日00時25分ごろ、小豆島南方沖の備讃瀬戸東航路の西航レーンにおいて、A船の左舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、底びき網漁のため小豆島南方沖の備讃瀬戸東航路の西航レーンにおいて、船長Bが、操舵室の椅子に腰を掛けて自動操舵により、約0.6knの速力でえい網しながら、東進した。 船長Bは、船首方にA船を認めたが、A船が操業中のB船を避ける

	<p>ものと思い、えい網を続けていたところ、A船が同じ針路及び速力でB船に接近するので、手動操舵に切り替え、右舵一杯を取ったが、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長A及び甲板員Bは、海上保安庁に事故の通報を行った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長Aは、操舵装置の作動切替レバーを手動の位置にしたつもりであったが、本事故後、電源スイッチレバーが「切」の状態となっていることに気付いた。</p> <p>B船には、汽笛が装備されていたが、船長Bは、汽笛を吹鳴しなかった。</p> <p>甲板員Bは、船長Bの左横で座っていた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、小豆島南方沖の備讃瀬戸東航路を北西進中、船長Aが、船首方に認めたB船を左転して避ける際、作動切替レバーで手動操舵に切り替えようとして操舵装置の電源スイッチレバーを切の位置としたが、そのことに気付かなかったことから、操舵装置の電源が切れ、舵が作動しない状態で航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、自動操舵から手動操舵に切り替える際に操作するレバーを確認せず、また、転舵しても回頭しないことに気付かなかったものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、小豆島南方沖の備讃瀬戸東航路をえい網しながら東進中、船長Bが、A船が操業中のB船を避けるものと思い、A船に対する見張りを適切に行わずにえい網を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、小豆島南方沖の備讃瀬戸東航路において、A船が北西進中、B船がえい網しながら東進中、船長Aが、船首方に認めたB船を左転して避ける際、作動切替レバーで手動操舵に切り替えようとして操舵装置の電源スイッチレバーを切の位置としたが、そのことに気付かず、また、船長Bが、A船が操業中のB船を避けるものと思い、A船に対する見張りを適切に行わずにえい網を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操舵の切替えは、目視により、確実に行うこと。</li> <li>・近くに同じ形状の操作レバーが存在しないよう、同レバーの形状を検討することが望ましい。</li> </ul>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操業中であっても、接近する他船を認めた場合は、汽笛を吹鳴するなどして注意を喚起すること。</li></ul> |
|--|--|